

福島県立医科大学附属病院長選考規程

(平成 31 年 1 月 1 日規程第 42 号)

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福島県立医科大学部局長等選考規程第 6 条第 1 項に規定する、福島県立医科大学附属病院長（以下「病院長」という。）の選考に関する事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第 2 条 病院長は、病院の管理及び運営に関する業務を遂行するための資質及び能力として、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者
- (3) 組織管理能力等の病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有している者

2 理事長は、選考の開始に当たり、前項に定める要件の具体的内容を、病院長を選考するための基準（以下「選考基準」という。）として、あらかじめ定め、公表する。

(病院長の候補者等)

第 3 条 理事長は、本学内に病院長の候補者（以下「候補者」という。）を求める。

2 自ら候補者となろうとする場合は、立候補届出書に推薦者からの推薦書、履歴書、業績等調書及び所信表明書を添えて提出する。

3 候補者を推薦しようとする場合は、推薦書に本人の承諾書、履歴書、業績等調書及び所信表明書を添えて提出する。

4 推薦者になれる者は、法人に在職する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 役員（監事を除く。）
- (2) 准教授以上の専任教員
- (3) 福島県立医科大学附属病院規程第 6 条及び第 9 条に規定する副部長及びセンター次長以上の職にある者

5 推薦者は複数の候補者を推薦することはできない。

(選考機関)

第 4 条 理事長は、病院長を選考するに当たり福島県立医科大学附属病院長候補者選考会議（以下、「選考会議」という。）を設置する。

2 選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(病院長の選考)

第 5 条 選考会議は、選考基準に基づき、第 3 条第 2 項及び第 3 項で提出された書類及び必要に応じ実施する面接による審査を行い、審査結果を理事長に報告する。

(庶務)

第 6 条 選考会議の事務は、病院管理課において行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。